

医療機関・調剤薬局 各位

公害医療費における後発医薬品のある先発医薬品の選定療養について

日ごろより、江戸川区の公害健康被害の認定患者に対し特段のご配慮を賜りありがとうございます。

さて、令和6年10月から後発医薬品のある先発医薬品（長期収蔵品）の選定療養について運用が開始されます。本件に関して環境省より「公害医療は保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則を準用しないため、従来どおり自己負担なしでの取扱いとなる。」と通知がありました。

したがって、令和6年10月以降も公害医療手帳をお持ちの患者様が後発医薬品のある先発医薬品を選択した場合でも、認定疾病に関する医療費の自己負担金は従前どおり0円となります。

それに伴い、以下のとおり加算が算定不可となる場合がありますので、ご確認ください。

特定薬剤管理指導加算3（口）について

特定薬剤管理指導加算3（口）算定理由が

「後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行った場合」

算定不可となります。

「医薬品供給の状況が安定しないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要数が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬剤の交付が必要となる患者に対して説明を行った場合」

算定可能となります。

特定薬剤管理指導加算3（口）を算定する場合は、レセプトの摘要欄に算定理由の記載をお願いいたします。

江戸川区役所 福祉部障害者福祉課医療給付係
電話 03 - 5662 - 1414